

次世代法・女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、下記の行動計画を策定する。

■ 計画期間 令和 8 年 5 月 1 日 ～ 令和 11 年 4 月 3 0 日

■ 目標・実施時期・取組内容

目 標	区分	実 施 時 期	取 組 内 容
1. 男女共に育児休業取得率および休業からの復帰率 100%を目指す。	次世	・令和 8 年 5 月～	・休業中のフォロー ・復帰後の多様な働き方がある事を周知する。
2. ひとり当たりの法定時間外労働を 4 時間/月以内を目標とする。	次世	・令和 8 年 5 月～	・PC 作業の推進等により業務の効率化を図る ・非常勤職員の弾力的な配置を行う。
3. 女性が働きやすい職場環境を構築する。 ・有給休暇取得 100% ・着替え時間も勤務時間に算入する	女性	・令和 8 年 5 月～	・家庭・子どもを考慮した始業・終業時間の設定。 ・在宅勤務の推奨。 ・埼玉県の「多様な働き方実践企業」プラチナ認定の継続。 ・経営理念の方針に「仕事と家庭の両立支援」を明記する。
4. キャリアアップ研修を毎年 1 科目以上を受講する機会を確保する。	次世 女性	・令和 8 年 5 月～	・職員ごとの受講状況を見える化する。 ・研修に参加できるよう勤務シフトの調整等、該当職員のバックアップ体制を構築する。
5. 職員を守る カスタマーハラスメント防止対策を実行する。	次世 女性	・令和 8 年 5 月～	・基本方針を策定し、保護者への重要事項説明書に記載する。 ・規程類の整備